

新旧対照表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年神奈川県規則第43号）

新			旧																																												
<p>附 則</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>平成28年7月1日から平成31年6月30日までの間は</u>、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>8（略）</p> <p>附則別表</p> <p style="text-align: right;">（単位 mg/ ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質の種類</th> <th>業種又はその他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td><u>（削除）</u></td> <td><u>（削除）</u></td> </tr> </tbody> </table>			物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）		（略）	（略）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<p>附 則</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>当分の間</u>、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>8（略）</p> <p>附則別表</p> <p style="text-align: right;">（単位 mg/ ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質の種類</th> <th>業種又はその他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u></td> <td><u>電気めっき業</u></td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </tbody> </table>			物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	40		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）		（略）	（略）	<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	<u>電気めっき業</u>	300
物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度																																													
ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30																																													
	（略）	（略）																																													
（略）	（略）	（略）																																													
	（略）	（略）																																													
	（略）	（略）																																													
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																													
物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度																																													
ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	40																																													
	（略）	（略）																																													
（略）	（略）	（略）																																													
	（略）	（略）																																													
	（略）	（略）																																													
<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	<u>電気めっき業</u>	300																																													
備考 1～2（略）			備考 1～2（略）																																												